平成２４年（フ）第６４１号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番45号　アーバンライフ103
破産者　山浦　慎吾
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０６号
埼玉県蕨市北町４丁目10番28号、前住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―801号
破産者　人見　美彦
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４０号
埼玉県蕨市北町４丁目１番５号　わらび住宅205号
破産者　長谷川憲人
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８５号
横浜市西区東ケ丘75番地　エルクール東丘306号
破産者　成田　亮二
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９号
長野県須坂市墨坂南１丁目12番５号
破産者　浦野　賢治
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９９８号
大阪市都島区都島中通２丁目19番５号
破産者　住吉秀比古
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３８号
大阪府八尾市宮町４丁目２番４―501、開始決定時の住所大阪府八尾市桂町１丁目19番地の１
破産者　野口　秀明
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５７号
大阪市西区南堀江４丁目15番７―1306号、申立時の住所大阪市西区靱本町３丁目７番３―701号
破産者　西村　夏織
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３１号
大阪市平野区長吉長原西２丁目９番14号　サングリーン長原301号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉長原４丁目８番25号
破産者　山田弘太郎
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目14番11―505号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉長原４丁目８番25号
破産者　山田　大輔
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１７号
大阪市此花区酉島４丁目１番18―302号、前住所兵庫県西宮市名塩木之元８番24号
破産者　伊藤　満昭
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４２号
大阪府高槻市牧田町14番100―502号
破産者　藤林佐和子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９１号
大阪府豊中市玉井町２丁目15番２号
破産者　大谷　耕司
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４３号
大阪市北区西天満５丁目13番１号　メゾンペルソナ607号室
破産者　岡島　明子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２６号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番40―211号
破産者　山田　浩二
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５１号
大阪府吹田市吹東町53番２号
破産者　石田　裕美（旧姓髙谷）
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０９号
大阪府寝屋川市香里南之町30番14―403号
破産者　松並　宏美
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１３号
大阪市中央区谷町４丁目８番12―1306号
破産者　村田　陽子
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３０号
大阪府豊中市上野西３丁目９番12―102号
破産者　炭火焼鳥いらりこと　中山　隆二
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部